

## 日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きに関するガイド

2021年9月1日付(第4版)

### 1. はじめに

アラブ首長国連邦(以下「UAE」という)政府機関に提出する日本国内や外国で発行された私文書について、認証を受けることが求められることがあります。以下、日本国内で発行された私文書の認証および UAE における公証手続きについて説明します。

なお、本書は、上記の日付時点で有効な情報に基づいて作成されていますが、政府機関の  
手続や受理要件等は事前通知なく変更されることがありますので、予めご了承ください。

### 2. 公証と認証が必要な書類

日本企業が、UAE において以下の手続きを行う際には、日本及び UAE 両国における関係機関からの認証を受けた(1)企業の存在を証明する会社定款と登記簿謄本と、(2)委任状により選任される法的代表者(Legal Representative)が必須となります。

- UAE において会社や支店(現地法人)を設立して、現地法人の株式を取得する。
- 現地法人の株主として会社の職務執行権を有するマネジャー(Manager)などを選任・解任する。
- 現地法人の株主として、株主総会に参加し、株主総会の議決証明書や株主決定書を署名する。
- 現地法人の銀行口座を開設する。

また、現地法人のマネジャーは、弁護士や代理人を公式な役割として選任したり、一定の契約を締結したり、通知書を署名するため、UAE 公証役場に一定の書類をサインして公証する必要があります。

なお、日本国民は現地法人を設立したり、株式を取得したり、弁護士を選任する場合、法人格を持たない個人であっても UAE 公証役場にて、書類をサインして公証する資格があります。しかし、日本企業は必ず在日 UAE 大使館まで認証された委任状により選任された法的代表者を通じなければなりません。

### 3. 日本国内で発行された私文書の認証手続き

現在、UAE は外国文書の認証を不要とする条約(通称「ハーグ条約」)に加盟していません。したがって、公文書・私文書を問わず日本国内で発行された書類について、在日本 UAE 大使館の認証を受ける必要があります。

日本の公的機関が発行する公文書の場合は、日本国外務省が認証をします。日本国内で発行された私文書の場合は、日本国内にて公証役場、法務局及び外務省による認証、加えて在日 UAE 大使館による認証を受けた後、UAE 国内にて UAE 外務省および法務省(アラビア語に翻訳された書類のみ)による認証手続きとなります。

#### ① 書類の作成

書類を作成する場合には、以下の点にご留意ください。

- 認証を受ける文書が和文の場合にはその英訳と翻訳証明書を添付します。翻訳者に特別な資格は要求されておらず、日本語と英語を十分に理解する者であればよいとされています。(添付1の翻訳者証明書の雛型をご参照ください。)
- 会社が発行する書類(委任状、議決証明書、誓約書、レターなど)は、必ず会社のレターヘッドをご使用ください。レターヘッドが使用されていない場合、認証を受けたとしても提出先の UAE 当局が真正な書類と認めず、受理を拒否される場合があります。
- UAE 側において、委任状等の署名者の権限が問われることはなく、社長のみならず部長や社員でも、日本の公証役場にて書類の署名が認証されていれば十分です。
- 一般的に、署名に加えて社印を捺印することによって、書類の信憑性が高まるとされています。
- 必ず片面印刷に設定し、裏側は白紙にて印刷頂く必要があります。
- 委任状の場合、委任する範囲を詳細に記載することが重要です。多くの政府機関は委任状を厳密に審査するので、かかる内容が明記されていない場合、書類の受理が拒否される場合があります。また、各政府機関による判断がそれぞれ異なることもあるため、フリーゾーン庁へ提出するための法人開設用委任状の雛型は、フリーゾーン外では利用できないことが多いことをご留意ください。
- 株主から会社の代表者への委任状には、復代理に関して明記する必要があります。

## ② 日本国公証役場による認証

公証役場にて対象となる書類について公証人から「ハーグ条約非加盟国」の私署証書認証(外国向け私文書の認証)を受けます。

## ③ 日本国法務局および日本国外務省による認証

公証人が認証した書類について、法務局にてその公証人の所属する(地方)法務局長による公証人押印証明を取得します。

その後、外務省においてその法務局長の公印が間違いないことの証明(公印確認)を受けます。

ただし、東京都内、神奈川県内、静岡県、愛知県及び大阪府内の公証役場を利用する場合には、申請者からの要請があれば、公証人の認証、法務局の公証人押印証明および外務省の公印確認を一度に取得できる「ワンストップ・サービス」が受けられます。かかるサービスを利用した場合には、法務局や外務省に出向く必要がなくなります。

## ④ 在日 UAE 大使館による認証

上記の認証を受けた書類を在日 UAE 大使館(総領事館)にて領事認証を受けます。

議決証明書および委任状の認証の場合、被委任者全員のパスポートの写しの提示が求められる場合があります。提示する際は、パスポートの写しを認証を受けたい書類にホチキス留めされないようご注意ください。

在日 UAE 大使館(総領事館)の住所と連絡先は、**東京都渋谷区南平台町 9 丁目 10 (電話:03.5489.0804)**になります。

本書の日付の時点で、新型コロナウイルス流行を受けて、事前予約制となっているため、上記電話もしくは FAX で事前に同館領事部にお問い合わせください。また、同館の開館時間は、平日午前 11 時から午後 4 時ですが、認証手続きは平日午前 11 時半から午後 0 時半の 1 時間のみとなっておりますため、お手続きの際はご注意ください。。

上記コロナ渦における措置はいつでも変更される可能性がありますので、事前に直接大使館へご確認いただくことをお勧め致します。

認証手数料は、商用文書(定款、登記簿謄本、議決証明書、委任状など)は、1 通当たり 2,000 ディルハム、個人文書(戸籍謄本など)の認証手数料は、1 通当たり 150 ディルハムです。現金での支払いは受け付けておらず、カード決済(マスターカードもしくはビザカードのみ対応)でのお支払いとなります。

### 在日 UAE 大使館認証スタンプ(参考)



上図の認証を受けた原本を UAE に送付します。

当事務所宛てにご送付いただく場合には以下の連絡先をご利用ください。その際必ず DHL などのクーリエサービスのお問い合わせ番号 (Tracking Number) をお控えください。EMS をご利用いただく場合は、届かない事例がありますので、ご注意ください。

Amereller Legal Consultants  
 One by Omniyat, #1402  
 Business Bay  
 Dubai, UAE  
 Tel: +971.4.432.3671

## 4. 日本以外の UAE 国外で発行された私文書の認証手続き

日本企業のシンガポール、香港、イギリス、オランダ、アメリカをはじめとする国々の海外子会社が UAE に書類を公証する場合は日本の手続きと異なりますので、予め手続きをご確認ください。

## 5. UAE 国内における手続き

日本における認証手続きの後、以下の UAE 国内における認証手続きを行う必要があります。

### ① UAE 外務省による認証

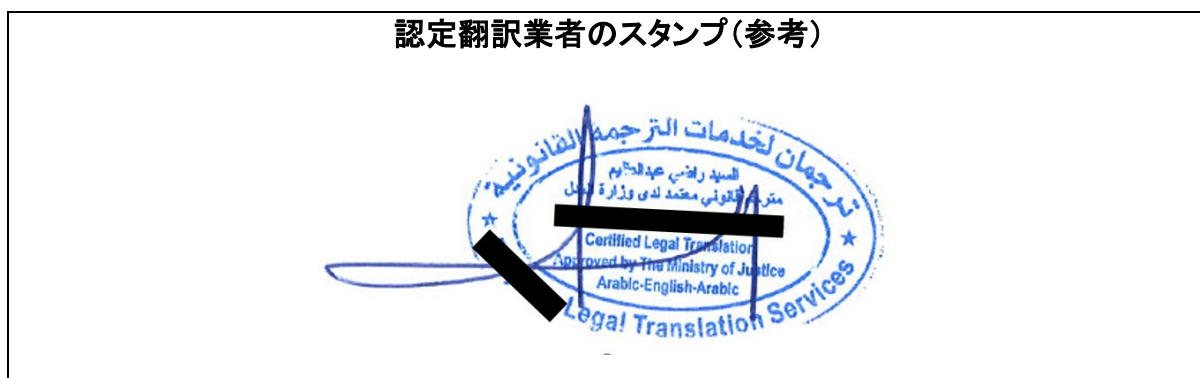
UAE 外務省にて、在日 UAE 大使館(総領事館)の領事認証に対する認証を受けます。認証手数料は、一通当たり AED150 になります。



### ② 認定翻訳業者によるアラビア語訳

ドバイの一部のフリーゾーンはアラビア語訳された書類の提出を求めない場合が多いですが、他の当局から書類の提出を求められる場合もありますところ、認証を受けたアラビア語訳を準備しておくのが望ましいとされています。

UAE 政府に認可された翻訳業者にアラビア語訳の作成を依頼し、かかる翻訳業者の捺印を受けます。



### ③ 法務省による認証

なお、アラビア語訳は UAE 法務省からも認証を受ける必要があります。認証費用は、1 通当たり AED50 になります。

#### UAE 法務省によるアラビア語翻訳に対する認証スタンプ(参考)



以上の認証手続きを完了後、該当する UAE 政府機関に書類を提出することができます。

## 5. 書類の保管等

公証手続きが終わった書類の保管等に関し、以下の点にご注意ください。

- ドバイのフリーゾーンの多くは、現地法人を設立する際に定款と登記簿謄本の原本の提出を求め、通常フリーゾーン庁が原本を保管しています。しかし、銀行口座の開設等で必要となった場合には、フリーゾーン庁はかかる原本を一時的に持ち出すことを許可することがあります。
- 委任状などの原本は必ず社内で保管するようにして下さい。
- UAE 公証役場や UAE 政府機関に対して委任状などの書類を提示する場合、写しの提出を求められる場合があるので、(1)原本、(2)アラビア語訳、(3)原本の写し、(4)アラビア語訳の写しの 4 通を持参してください。

## 添付1

## 翻訳証明書

当職、[氏名]は、英語及び日本語に通じており、それらの言語の翻訳が堪能であることを、ここに証します。

さらに、当職は、当職がここに添付された下記の文書を正確に翻訳したことを誓います。

## 記

## 1. [社名][文書名]

以上

平成 年 月 日

---

[氏名]

## TRANSLATION CERTIFICATE

I, [Name of translator], do hereby swear that I am fluent in both Japanese and English languages and a competent translator thereof.

Further, I swear that I have translated the documents stated below and attached hereto correctly and accurately.

## Note:

1. [Name of Document] of [Name of Company]

[Date]/[Month]/[Year]

-----  
[Name of translator]